

# 民有林補助治山事業全体計画作成等要領

平成14年6月12日 14林整治第409号  
最終改正 平成18年3月31日 17林整治第2890号  
林野庁長官より都道府県知事あて

## 第1 趣旨

民有林補助治山事業実施要領（昭和48年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通知以下「実施要領」という。）第5の全体計画の作成及び運用については、本通知により実施するものとする。

## 第2 対象区域のとり方

実施要領第5の全体計画の対象とする区域は、次の事業の区分ごとにそれぞれ次のとおりとする。

### 1 荒廃山地、荒廃危険山地を復旧・整備する事業

山腹荒廃地、山腹荒廃危険地、荒廃溪流、荒廃森林、機能の低下した森林等（以下「整備対象地」という。）の復旧・整備による効果の発現が一体のものとして捉えることができる、当該整備対象地を含む土地の範囲とし、具体的には、次のいずれかによるものとする。

#### (1) 流域保全型

事業の実施により期待できる効果が主に水系を介した形で発揮されるものについては、天然地形界により区分される流域の土地の範囲とする。

#### (2) 局所保全型

事業の実施により期待できる効果が主に水系を介さない形で発揮されるものについては、天然地形界により区分される山腹斜面等の土地の範囲とする。

### 2 地すべり等防止法第2条第4項に定める地すべり防止工事を実施する事業

地すべり等防止法第3条により指定された地すべり防止区域の土地の範囲とする。

ただし、地すべり防止区域内に存する地すべりブロック（地すべりしている又は地すべりするおそれのきわめて大きい一つのまとまりをもった区域をいう。以下同じ。）の賦存状況、規模、資材搬入条件等を踏まえ、効率的・効果的に事業を実施するのに妥当と判断される場合には、一又は複数の地すべりブロックの土地の範囲とすることができる。

### 3 主に保安林を整備する事業

整備を行うべき保安林の指定目的の達成に係る機能の一体的な発揮が期待できる森林の範囲とする。

### 4 保安林管理道を整備する事業

当該保安林管理道に係る管理対象森林の範囲とする。

## 第3 全体計画の内容

全体計画に記載する事項は次のとおりとする。

### 1 対象区域等の状況

対象区域の概況、林況、自然的特性、社会的特性、荒廃特性、土地の規制に係

る法律による指定状況、既存の治山施設等の整備状況、その他全体計画の対象区域内及びその周辺の現況のうち、それぞれの事業の目的等に応じて必要なものを記載する。

## 2 期待される森林の公益的機能

対象区域内の森林においてその発揮が期待される森林の公益的機能のうち、主なものについて記載する。

## 3 荒廃現況

次に示す現況について、調査の上、記載する。

### (1) 荒廃地等面積

#### ア 山腹荒廃地面積

山腹荒廃地面積とは、山腹崩壊地、はげ山等であって、その面積が0.01ha以上のものの面積の総和とする。

#### イ 山腹荒廃危険地面積

山腹荒廃危険地面積とは、現に荒廃のきざしのある山腹及び地形、地質等の自然条件からみて荒廃発生の危険がある山腹であって、その面積が0.01ha以上のものの面積の総和とする。

#### ウ 荒廃溪流面積

荒廃溪流面積とは、溪岸の侵食、溪床堆積物の移動等により現在の溪床面が容易に変化するおそれのある溪流部の荒廃地の面積の総和とする。

### (2) 土砂量

土砂量とは、荒廃地等から生産される、又は生産されるおそれのある土砂の量の総和とする。

### (3) 荒廃森林面積

荒廃森林面積とは、森林所有者の責に帰しえない原因により被災した森林、保安林の指定目的の達成に係る公益的機能の低下した森林及び公益的機能の高度発揮を図る必要のある森林の面積の総和とする。

### (4) 地すべり地面積

地すべり地及び地すべり性崩壊地の面積の総和とする。

## 4 整備目標等

事業の目的、対象区域等の現況、発揮が期待される森林の公益的機能、荒廃現況等を踏まえ、次の事項について記載する。

### (1) 整備目標

事業における整備に係る現象を明確にし、その現象ごとに、これを抑止、抑制又は改善しようとする内容を記載する。

この場合、特に次のア及びイに留意するものとする。

ア 治山施設の適正な配置及び森林の復旧・整備により、広く流域全体の災害の防止・軽減、水源のかん養、その他の森林の公益的機能の維持増進が一体的かつ総合的に図られること。

イ 森林がそれぞれの地域の自然環境の構成要素として機能していることを踏まえ、周辺の環境に与える負荷の低減を図るとともに、地域の自然環境の保全・形成への寄与すること。

### (2) 整備水準

対象区域又は近傍の降雨、降雪、風、波浪、地震等の天然現象の規模又は頻度を踏まえた抑止又は抑制の水準、地すべり防止対策における目標安全率、森

林整備において目標とする林型、その他の整備目標を具体的に示すために必要な事項を記載する。

(3) 整備計画量

全体計画において整備対象地の復旧・整備を計画する量及びその量の設定の考え方を記載する。

5 整備方針

整備目標を達成するために必要な治山施設及び森林の整備の主な種類、施工方法、配置及び施工の優先順位とその考え方、その他復旧・整備に当たっての具体的な方針について記載する。

この場合、治山事業（地すべり防止事業を除く。）の目的が森林の維持造成を通じた森林の公益的な機能の安定的な維持向上にあることを踏まえ、可能な限り、治山施設及び森林の整備を一体的かつ総合的に実施できるよう留意する。

6 他事業との関連

他の民有林補助治山事業、直轄治山事業、その他の事業との調整状況や連携状況等について記載する。

7 事業量

計画する治山施設及び森林の整備の工種別の数量及び金額を記載する。

8 全体計画図

全体計画の対象区域、荒廃地等の現況、整備計画量、治山施設及び森林の整備箇所の配置、施行効果区域等について一体的に明示した図面を記載する。

9 施行予定期間

施行予定期間については、「林野公共事業における時間管理の徹底等について」（平成14年4月24日付け13林整計第542号林野庁長官通知）に基づき定める。

10 事業評価の概要

林野公共事業の事業評価実施要領（平成12年3月13日付け12林野計第73号林野庁長官通知）に基づき実施された当該事業の事前評価の概要について記載する。

また、林野公共事業の事業評価実施要領及び「森林整備事業等の再評価の実施について」（平成10年3月27日付け平成10年林野計第105号林野庁長官通達）に基づく再評価を実施した場合には、その概要について記載する。

11 反映した地域の関係者の意向の内容

全体計画の策定に当たって、地域の関係者の意向を反映した場合、その手法及び反映された具体的内容について記載する。

第4 地域の関係者の意向の反映等

全体計画の作成に当たっては、事業計画の構想作り等への住民参加の促進を含め、市町村、地域住民、その他地域の関係者の意向を反映させ、地域の活力と個性を活かした事業の展開が図られるよう努めるものとする。

第5 全体計画の変更等

1 事業の着手後は、それぞれの事業の目的に応じた事業の効果の発現状況を把握するとともに、必要に応じて全体計画の変更等を行う。

2 対象区域の現況又は保全対象の変化、事業効果の発現状況等により、現行の全体計画に従った事業の実行が見込めないと認められる場合であって、次に掲げる全体計画の変更等を行おうとする場合は、あらかじめ当該変更等につき林野庁長

官に協議するものとする。

(1) 中止

全体計画の完了（全体計画に定める事業量に相当する工事の施工を了したとき、又は当初に想定した事業効果が発現されたか、若しくは発現されることが確実と認められるときをいう。以下同じ。）前に、やむを得ず当該事業を中止する場合。

(2) 変更

全体計画の完了前に当該計画の事業量又は施行予定期間について次のいずれかに該当する変更等を行う場合であって、全体計画の変更後の施行予定期間が5年以上となる場合。

ア 全体計画の総工事費の30%を超える増減

イ 施行予定期間の3割以上の延長

## 第6 様式

実施要領第5の規定に基づき全体計画を提出する様式については、別記様式1、第5の規定に基づき全体計画の変更等に係る協議を行う様式については、別記様式2によるものとする。